

## 在日朝鮮文化財問題のアートマネージメントの観点よりの考察

林 容子

### **The Issue of Korean Cultural Property Displaced in Japan from the view of Arts Management**

HAYASHI Yoko

#### Abstract

Few in Japan's public know that approximately 29000 pieces of Korean artifacts are found housed in Japan's public museums. This accounts for only 10% of all Korean artifacts in Japan including those held in private hands. Many of them were supposed to be taken to Japan from Korea illegally during the colonial period. In Korea, the issue of illegally taken artifacts is a well-known to public. The gap in the awareness between Korea and Japan on the historical issue creates tensions between the two countries. The unsolved issue of restitution goes back to the flawed Korea Japan Treaty. While it is not feasible to solve this problem from legal perspective, voluntary donations of Korean artifacts by Japanese private collectors has gradually increased as the relationship between the two countries became improved since 1985. The research on current status of those Korean artifacts in Japan revealed another problem, which is many of them are still hidden and not even available for public view. The domestic problems surrounding art collection in Japan such as lack of tax incentive for public display and donation of artworks constitute the major factors behind Korean artifacts staying in hidden Japanese private collections. In order to promote the public access to the Korean artifacts in Japanese private collections, tax reform is needed. Also, public and private initiatives should be created to begin joint research and scholarly exchange dedicated to increasing public awareness on this subject, which will contribute to improve relations between Japan and Korea as well as to flowering of cultural sharing in the region.

Key Word: Repatriation, Cultural properties, Japan-Korea Treaty, Public access to the art objects,  
UNESCO

#### [ 要約 ]

2002年から2004年の夏にかけて、マンスフィールド財団、アジア財団、パシフィックフォーラムという3つの米国系財団の招聘で、日韓の諸問題を討議するリトリートに参加した。安全保障や外交の専門家に加え、NGO、文化、ジャーナリズムを専門とするそれぞれの国の代表が一同に招聘され、自由に討議した。それぞれの視点より、日韓関係を述べることに

なったとき、筆者のカウンタパートである韓国の美術史家より、「日本は、日帝期時代に多くの朝鮮墳墓を発掘し、朝鮮美術品を不当に日本に持ち帰り、返還していない。日本には、多くの逸品を含む30万点に上る朝鮮文化財があり、韓国の研究者は、自国の文化財なのに、わざわざ日本まで見に行かなければならないし、なかなか見ることができない。」と開口一番に指摘された。文化分野を代表していたものの、私の専門はアートマネジメントであり、朝鮮美術の専門家ではない。これまで、特に朝鮮美術はおろか、日韓関係についても特別の関心は持ってこなかった。彼女が指摘したのは、いわゆる略奪文化財の問題であるが、略奪文化財といえば、それまで私の脳裏に浮かぶのは、大英博物館保有の古代ギリシアの大理石彫刻（別名：エルギンマール）やナチスが略奪して、散逸した美術品の数々であり、「日本が朝鮮から美術品を略奪した」といわれても“晴天の霹靂”といわざるをえなかった。その場では、残念ながら日本代表として弁護することも、謝罪することもできず、とにかく自分なりに事実関係を確認し、次に報告すると約束するのが精一杯だった。これが本稿の切掛けとなった。

帰国後、このことを日本の様々な知人に話すと様々な反応が帰ってきた。しかし、この件について無知だったのは、私だけでなく、朝鮮美術や東洋美術の専門家の友人を除いて、多くにとって、このことは初耳のようだった。事情を話すと、一般の人は「それなら返還したらいいじゃない。」と別に人事のような反応だった。一方、日本の東洋美術の専門家の友人たちに話すと、「この件は、すでに決着がついているのに、何故いまさらそんな過去のことを調査するのか。日韓の文化交流はとてよくなっているのに、あなたがしようとしていることは、全くの時間の無駄であり、それよりも何故、もっと前向きなことにエネルギーを使わないのか。」と大変な勢いで抗議された。

本問題に関して、両国の国民の間の意識レベルに大きなギャップが存在する。この問題に対する双方の一般国民の意識の低さおよび事実関係の認識の欠如が他の日韓の歴史問題同様に感情論の問題にしてしまい、根本的な問題解決を妨げていることも否めない。その一方で、日本と韓国の交流は、日韓ワールドカップの共催を経て両者の政府の方針もあり急速に高まっている。韓国側でも政府主導の友好的な外交政策がとられ、少なくとも日本では韓国に対する国民感情が少しずつながら好意的なものになっている。結果として85年以降日本人コレクターによる韓国への文化財の恣意的な寄贈も増えている。今、日本は、国交正常化以来の韓国文化ブームに沸いている。また、韓国でも、日本の朝鮮半島占領政策がもたらした経済効果を数字で分析する経済学者<sup>1</sup>が現れるなど、単なる感情論を越えて、日本の植民地政策を分析しようという動きが出てきている。調査を進めるうち、本問題は、日本の朝鮮植民地政策、日韓条約などの歴史問題に深く関わることはいうまでもないが、さらに、現在の国際法上での略奪美術品の扱いの問題や日本における美術品に関する税制や公開の制度の未整備など、国内外のアートマネジメント上の問題が大きく関わっていることがわかった。そこで本稿では、大きく第一に、在日朝鮮文化財の歴史的経緯、第二に、国際的および日本の国内事情の抱えるアートマネジメント関連の問題の考察、つまり、多くの在日朝鮮美術品の返還と公開に関わる問題を取り上げる。最後に、これらを踏まえた上でのこの問題に対する改善試案を提案する。

キーワード：文化財返還、日韓協定、文化財へのアクセス、UNESCO

## 第 I 章 在日朝鮮文化財の歴史的経緯

### 1. 在日朝鮮文化財の所在

韓国国際交流財団（Korea Foundation）は、1989年の在米韓国文化財調査報告書、1991年の在欧韓国文化財調査報告書に続き、1993年から1996年にかけて、日本の国公立の主な美術館や博物館、大学に所蔵されている朝鮮文化財の実態調査報告書を刊行している。（韓国外の美術館所蔵品に限って言えば、質量ともにもっとも多くの韓国文化財を保有しているのはアメリカであり、続いてヨーロッパ、ロシアと続き、日本はそれに続く数となっている。）韓国の考古学や美術の専門家を実際に日本の博物館、美術館に派遣して、文化財の実物を見てまとめた詳細な調査の結果である。それによると、現在日本には認知されているだけで2万9000点に上る韓国文化財が所蔵されており、その主な内訳は、以下のとおりとなっている。東京国立博物館の小倉コレクション1121点、大阪市立東洋陶磁美術館の安宅コレクション約800点、大和文華館の95点、民芸館の約1500点、京都大図書館の河井文庫2160冊と高麗大蔵経1491種6547冊、天理大図書館の夢遊桃園図など100点、静嘉堂文庫約60種246冊などである。他に韓国文化財所蔵先として高麗美術館、京都国立博物館、奈良国立博物館、寧楽美術館、出光美術館、松岡美術館、根津美術館、東京大学教養学部美術博物館、MOA美術館、五島美術館、東京芸術大学大学美術館の名前を上げこれらの施設の所蔵品の報告がなされている。いうまでもなく、全てが、略奪されたものでも、不法に国外に流失したものではない。正当な商取引によって、取得されたもの、在日韓国人コレクターから寄贈されたものも含まれている。しかし、日本にある古美術の内、博物館や美術館で公開されているのは、1割に満たないというのが専門家の定説であり、それによると個人コレクターによって所蔵されている韓国文化財は実に彼女に指摘されたとおりの30万点近くに及ぶことになる。

### 2. 在日朝鮮文化財のコレクションの由来

上記に述べた美術館や博物館のコレクションの由来、つまり、それらのコレクションがどのようなカタチで日本に持ち込まれたかは、「飛鳥時代にさかのぼる日本と朝鮮の長い歴史の中での交流によるもの」、「豊臣秀吉の朝鮮出兵により、略奪されたもの」、「日本の朝鮮支配時代に、盗掘された考古遺物」、「朝鮮支配時代に、正当に取得された美術品や、考古遺物」、「戦後、日本国内において購入されたもの」など、様々であるが、それぞれの作品や考古遺物に関する文献の欠如および長い年月を経る間に、幾人もの人の手を経ていることから由来

を調べることは容易ではない。日本の寺院や大名が、発注、購入して持ち込まれたものもある一方、不法な方法で、略奪に近い形で持ち込まれたものもある。日本に持ち込まれた時期としては、室町以前、秀吉の朝鮮侵攻時代、日韓併合前とその間、第二次世界大戦後に分けられる。この中で、韓国で問題とされるのは、秀吉の侵攻による略奪と、日韓併合前とその間に、朝鮮総督府政府の管理下で実施された古跡調査事業による発掘文化財、および、当時の在朝日本人により破壊、盗掘、略奪され、日本に持ち込まれた文化財である。これらの日本人による文化財の破壊および略奪行為については、日韓会談の後に韓国側が詳細な報告書を発表している。日韓会談の文化財部会韓国側委員であった黄寿永著「日帝期文化財被害資料」と李弘植著「在日韓国文化財防備録」がおもな報告書である。その内容は近年日本語にも翻訳された李龜裂著の「失われた朝鮮文化：日本占領下の韓国文化財秘話」に詳述されているのでここでは詳述を避ける。しかし、それだけ大量の文化財が流出したという事実の背景には、韓国において、考古学や美術史の研究が日本より100年遅れているといわれ<sup>2</sup>、日本が韓国を併合した当時、韓国には、それらのコンセプトすら存在しなかったこともあるが、古来より朝鮮文化財に価値を見出した日本人が、その価値を認識していなかった朝鮮の人々から不当に安価に買い上げたということもあった。発展途上国が、自国の文化財の価値を知らずに、安価に外国に売ってしまうという例はよくあることである。

一方、例外的ながら同じ時期に朝鮮にいた日本人ながら、1924年に「朝鮮民族博物館」を朝鮮に設立した柳宗悦や浅川巧兄弟のように、韓国人が気づいていなかった朝鮮の文化財や美術作品の美しさに純粋に感動し、収集するばかりでなく、そのすばらしさを広く文章で朝鮮と日本に伝えた日本人がいたことは特筆に値する。浅川兄弟と柳は、日本に帰国する際、自らの収集したコレクションのほとんどをそのまま、朝鮮民族博物館に残してきたので、それらは現在は、韓国国立中央博物館の所蔵となっている。また、柳宗悦が、日本に持ち帰ったコレクションは、同じく東京に設立した日本民藝館にて公開されている。また、高麗美術館<sup>3</sup>のように戦後、韓国人のコレクターが日本で買い集めた朝鮮美術品のコレクションを日本で公開している例も例外として挙げられよう。

### 3. 特に問題とされる在日文化財とその来歴

韓国の人々が現在問題視し、返還を希望しているのは、豊臣秀吉の命により実施された朝鮮出兵の際に武将により戦利品として略奪された文化財（有名なのは加藤清正による慶州、仏国寺の焼き討ちによって破壊および略奪された仏像や仏典）と日韓併合以前と併合時に日本に持ち込まれた文化財の数々であることは前述したとおりである。しかし、これらの文化財の数は膨大な上、個人所有も多く、戦中の混乱および昔のことで来歴については明らかでないものが多い。よって、本稿では、筆者が、ソウルでの調査の際に、韓国の美術館館長<sup>4</sup>、美術史家、および歴史学者から、特に日本から韓国への返還を希望された美術品や文化財を取り上げる。一般的に韓国の人々は、秀吉の朝鮮出兵の際に略奪されたものも、日韓併合期

に日本に持ち出されたものも不当に持ち出されたものを同列に並べて語る傾向がある。多くの韓国人にとっていつどのように略奪されたかは問題でなく、感情的に日本人が略奪して、韓国にないという事実が重要なのであろう。そこで、インタビューで指摘されたいくつかの代表的な在日朝鮮文化財についてその由来と現状について調べてみた。

#### 靖国神社の「北関大撰碑」

現在靖国神社の境内に目立たないように置かれている「北関大撰碑」は、壬辰倭乱の際に、朝鮮義勇兵が豊臣軍を打ち破ったことを記念して製作されたものであるが、日清戦争の際に日本軍が略奪したとされている。靖国神社は、第二次世界大戦のA級戦争犯罪者の慰霊を祭っていることから、日本の政治家の靖国訪問が何かと物議をかもし出しているが、よりによって、その靖国神社に石碑があることが韓国人の神経を逆なでしているようである。

#### 安堅作「夢遊桃源図」天理大学図書館所蔵

韓国でもっとも重要とされる絵画は、朝鮮時代の代表的な風景画家であった安堅作の「夢遊桃源図」である。しかし、韓国で最も重要な国宝級の絵画作品とされ、多くの一般人にも知られているこの作品が日本に所蔵されていることを一部の専門家を除いて日本の国民は知らない。同作品は、1447年に当時の李朝の宮廷画家であった安堅が世宗大王の第三王子の語った一夜、桃源に遊ぶことを夢見てその様子を描いたものとされる。同作品は、また1950年に日本の重要文化財に指定されているが、これはもともと国宝であったものが、法の改正によって、重要文化財に指定替えになったものだ。天理大学図書館の鈴木治の調査によると、同作品は、1953年ごろ、東京の骨董商を通して天理教の中山真柱が入手したとあるが、その前はもともと鹿児島島の島津分家の島津重雄男爵の所蔵品であったとされ、長く島津侯の所蔵品であったとされているので、おそらく秀吉時代に入手したものであろう<sup>5</sup>。同作品は、文化庁を通しての韓国政府の依頼にこたえる形で、過去2回、韓国に貸し出されている。米国のスミソニアン協会が作品の貸し出しを申請したときに、事前に韓国政府から、作品の所有権にクレームを付けないことと確約をとることを要求したので貸し出しは実現しなかった<sup>6</sup>。

#### 「小倉コレクション」と「軽部コレクション」東京国立博物館蔵

韓国が、在日朝鮮文化財の返還について言及するときに、必ず出てくるのが、現在東京国立博物館に所蔵されている「小倉コレクション」と「軽部慈恩コレクション」である。終戦前の朝鮮半島において南鮮電気会社社長であった小倉武之助は、占領下の朝鮮でもっとも貪欲に優れた朝鮮美術を収集したコレクターとして韓国では悪名高い。戦後、小倉は、小倉コレクション保存会を設立したが、彼の没後、同保存会は、1982年に各分野のコレクション約1000点を東京国立博物館に寄贈している。これらは同博物館の東洋館の朝鮮考古学展示の主要部分を占めている。1965年の「文化財引渡し交渉」においても韓国側より返還が要

求されたが、当時は小倉個人の私有コレクションであったため、返還の対象にならなかった。韓国において、これらのコレクションが悪名高いのは、その質の高さと量もさることながら、収集にまつわる悪行の数々が多くの文献に記されていることと、日韓協定締結時には、韓国側からしてみれば明らかな略奪コレクションであるにもかかわらず、私有コレクションであったために一点たりとも返還されず、後に国立博物館に寄贈され、国有財産となっているからである。

同じく同博物館に所蔵される「軽部慈恩旧蔵品」は、高等普通学校の教師として朝鮮に赴任して、総督府や官学とは別の立場から百濟遺跡の調査をした人物のコレクションで一部を寄付、また残りを 1932 年に東京帝室博物館に売却している。

「朝鮮総督府による朝鮮古跡発掘調査からの考古遺物」国立博物館、

日本人が紹介するまで、朝鮮には、考古学という概念はなく、古墳の発掘もなかった。日本総督府政府は、朝鮮半島の近代化を進める一環として、「学術調査」のため、朝鮮半島の古墳の発掘調査を実施した。初代朝鮮統監だった伊藤博文は、李王家の王宮内に博物館と植物園を設け、そこに、開城一帯から発掘した高麗青磁などの古美術を李朝王家に買取らせ、博物館内に展示した。これが朝鮮半島における組織的な発掘調査であった。発掘品のなかでもとくに優れたものを伊藤博文は、日本に持ち帰り、天皇に献上したとされている。その後、日韓が併合すると、本格的に、古跡調査に取り掛かり、朝鮮総督府は、石塔、石碑、仏像、陶器、絵画、美術工芸品、古建築物などのあらゆる文化財の写真を「朝鮮古跡図譜」としてまとめた。当時横行する盗掘を防ぐため、総督府は、1916 年に文化財の「保存規制令」を発令すると同時に「古蹟調査委員会」を発足させ、総督府総監であった委員長の元に日本人考古学者を委員として本格的な調査に乗り出した。1925 年には、東京帝大が朝鮮総督府の依頼で、大学による楽浪古墳の発掘調査を行っているが、これに際して、条件として、総督府の指定した以外のものすべてを東京帝国大学において完全に保存し、自他の研究の資に供するものとして、売却あるいは譲渡されていたことが当時の大学総長の手紙に記されている。古蹟委員会廃止後、民間の寄付により「古蹟研究会」が発足し、平壤と慶州において本格的学術調査を継続した。調査結果は、「朝鮮古蹟研究会遺稿」としてまとめられている。当時東大の助手として現地で発掘調査に関わった現名誉教授である有光教一氏の著述によると、これらの古墳は、既に盗掘されていたものも多かったとある<sup>7)</sup>。

現在、東京国立博物館の東洋館の所蔵品の朝鮮土器や陶器 800 点の中には、朝鮮古蹟研究会理事長であった今井田清徳氏これらの朝鮮古蹟調査に携わった個人による寄贈品や、彼らあるいは当時の骨董商から購入した発掘品が多く含まれている。朝鮮総督府自身も、1920 年に発掘調査した新羅の装身具や副葬品を同博物館に一括寄贈している<sup>8)</sup>。

#### 4. 在日朝鮮文化財の返還の歴史

##### a) 「日韓条約」の文化財引渡し協定の内容

1965年に締結された「日韓条約」により、1966年に陶磁器、考古資料、石造美術品、装身具など176件434点、書籍163部852冊、通信資料20件など計1427点が韓国側に引き渡された。引渡し当事者となった東京国立博物館が発行した「引渡し文化財の図録および目録」によると、陶芸品90件、考古資料84件、石造品2件が同博物館より引き渡されたとある。実際の内容について言及すると、陶芸品は、明治41年に伊藤博文から宮内省を通して寄贈された高麗期の青磁類が大多数を占め、考古資料のほとんどは、南部の慶尚南道、慶尚北道地方からの出土品（朝鮮総督府寄贈）であり、高麗時代の釈迦如来立像（1885年に購入）、黄金製の首飾りや耳飾のような服飾品をはじめ、新羅土器と呼ばれる窯器が多数含まれていた。さらに、石塔舍利容器一式や、緑袖彩を施した陶製骨壺などの宗教遺物（1936年購入）も見られる。図録の巻頭に、当時の館長の前書きがあるが、そこには、これらの文化財が、日本と韓国との間の協定により引き渡されることになったことは記載されているが、あくまでも“両国の文化における歴史的な関係にかんがみ、両国の学術および文化の発展、ならびにこれが研究に寄与することを希望して締結されたものである。”と記されている。しかし、引き渡された内容を見れば、伊藤博文氏により寄贈されたものや、朝鮮総督府の寄贈のものなど、日本の朝鮮統治の結果日本に持ち込まれたものであることは推測がつく。現在、同博物館には、4000点からなる朝鮮文化財が収蔵されているが、ほとんどは、同じ時期に、朝鮮半島北部で発掘されたものおよび、1966年以降に寄贈されたものである。

##### b) 「文化財引渡し協定」の問題点

日本と韓国との文化財返還を含む戦後処理の問題は、日韓条約を持って、外交上は、すべて解決されたものとされている。実際、同条約には日本側の提示で、「請求権放棄についての条文」が盛り込まれた。（「請求権の解決」として、「協定の成立時に存在する日韓両国および両国民の間の請求権に関する問題は、サンフランシスコ平和条約第4条に規定するものを含めて完全かつ最終的に解決されることになる」の一文が入れられたのである。）

これをもって、日本側は、文化財返還の問題は解決済みとし、韓国側は、事実上正式な外交ルートを使っての返還要求が困難、あるいは不可能になった。しかし、同協定の内容は、韓国側にとっては、到底納得できるものではなかった。そもそも、この「引き渡し」という曖昧なことばの使い方に問題のすべてが集約されている。日本側からは、「贈与」、韓国側から見れば「返還」というお互いにとって国内的に都合のいい解釈をするために、そのどちらともとれる「引き渡し」ということばが妥協策として使われたのである。

日本側は文化財の返還の三原則として、国有財産は原則的に返す。返還ではなく、寄付

する。私有財産は引き渡せない。文化財を引き渡すのは、どこまでも政治的、文化的考慮に基づくものであり、法律的義務に基づくものではない。の3つを上げた。しかし、この協定の内容は、現在につながる大きな問題を含んでいた。第一に、韓国側にとって、返還の内容は納得のいくものではなかった。当初、韓国側が返還要求の対象にしたのは、公立の美術館書籍 212 種類、美術品および骨董品 837 種 4479 点に上ったが、韓国側から見れば実際に返還されたのは、その一部であり、日本で国宝、および重要文化財に指定されているものおよび、一時は、返すことになっていた梁山夫婦塚の出土品も除外されていた。さらに、停戦ライン以北の出土品についても、対象外とされ、私有文化財および国立大学所有文化財は一切返還されなかった。第二に、両国の国内事情からそれぞれの政府にとって、都合のいい解釈が与えられ、結果として、文化財の返還でも、寄贈でもなく、「引渡し」といういびつな形がとられたこと。日本側は、文化財は請求とか返還とかいうことではなく、日韓両国の学術、文化の発展のための文化協力の一環としての文化財の寄贈を意図したが、韓国側は、不当に略奪されたものの「返還」を要求していた。結果、合意事項では、妥協して両国にとって、どちらの意味にでも解釈可能な「引渡し」というあいまいな言語が使われたこと。第三に、議事録によると、日本政府は、日本国民の私有の韓国に由来する文化財を、日本国民が自発的に韓国に寄贈することを勧奨することを約束したにもかかわらず、その約束を果たしていない<sup>9</sup>。など、引渡しは行なわれたものの、その後の自発的寄贈が進んでいないことが問題点としてあげられる。

### c) 文化財引渡し協定の妥協の背景

日韓条約の文化財返還交渉のいきさつの詳細については、高崎宗司教授が、著書および著述の中で詳細に検証されているのでここでは割愛するが、総じて両国が将来に禍根を残すような文化財返還の協定を結んだことには以下のような背景があったと考えられる。第一に、日韓会談における「文化財および文化協力協定」の問題が漁業問題や北朝鮮帰還問題、慰安婦や強制労働に対する個人補償の問題などの他の案件に比べて両国においてプライオリティーが低かったことが挙げられる。この問題に関しては、締結前にまったくといっていいほど、いずれの国会においても論議されることはなかったという事実が両国政府の本件に対する態度を物語っている。交渉の過程で、日本側は、日本人抑留漁夫を送還してもらい、会談再開の雰囲気作りのために、文化財の返還を検討するが、韓国でも、一部の文化専門家を除き、文化財の問題は重要視されていなかった。文化財委員会の委員であった黄寿永氏の「日本側が返すといっても、討議の結論ができるまでは安易に受け取ってはならない」という警告にもかかわらず、韓国政府は、交渉中の 1958 年の第四次会談開始後に日本側の申し出をそのまま受け入れ、106 点の文化財の引渡しを受けてしまっている<sup>9</sup>。部分的に文化財の返還を受けるべきではないという専門家の反対にも関わらず韓国政府は会談の再開の雰囲気を作ろうとした日本政府の申し出を受け入れてしまったのである。これは、当時、韓国において、政治家および、一般人のおよび政府の文化に対する関心が低かったことを示しているのではないが、

第二に、韓国政府が、財政的に逼迫しており、日本の経済援助を一刻も早く必要としていたこと。そのため、条約の締結を急いだことがある。当時、北朝鮮の脅威に対して、韓国は一刻も早い経済の回復を求められていた。国の経済が逼迫しているときに、文化財の返還を優先することは現実的だとはいいがたい。残念ながら国が文化財に対して真剣になるのは、経済が落ち着いてからということが多い。実際、1970年代に、安宅産業が倒産して、安宅コレクションの陶磁器のコレクションが売りに出されたときに、韓国にも打診があったが、そのときに韓国は、それだけの予算を国家から出すことができなかったというエピソードがある。<sup>10</sup>

第三に、共産党勢力に対して対抗するために、日韓国交正常化を早める必要があった。アメリカは、朝鮮半島ならびにアジアに共産党勢力が進出することを懸念し、日韓が団結して反共運動を繰り広げるために、日韓間の争点を早期に解決することを求めた。ベトナム戦争の拡大と中国の影響力の増大に強い危機感を持ったアメリカ政府は、日韓会談の妥結を急ぎ、「自由世界に寄与」するよう日韓政府に要請したのである。また、韓国も、中国の影響力の増大に危機感を募らせ、それに伴う北朝鮮の国際的な地位の向上や発言力増大といった危機が予想されたことも背景にあった。一方、当時の佐藤首相は、アメリカの対韓援助を肩代わりすることで、沖縄の返還問題を有利にしようとの計算から、日韓会談の早期妥結を目指した。<sup>11</sup>

#### d) 日韓条約後の官民による韓国文化財の寄贈

日韓条約により、両国間の一切の請求および賠償は、解決されたこととなり、少なくとも外交上は在日朝鮮文化財の問題は処理済とされた。しかし、締結の直後より、韓国政府は、首脳会談の際などに非公式に、戦後処理でなく、国際交流上のこととして日本に在日韓国文化財の善意の寄贈（韓国にとっての返還）を求め続けている。それに対して、これまでに一度だけ日本政府が、韓国側の求める、文化財を寄贈した事例がある。1991年に日本政府から寄贈の形で返還された朝鮮最後の皇太子である英王家（ヨンワンチン）と王妃の服飾遺物総227点である。<sup>12</sup> この寄贈は、例外中の例外である。後にも先にも日韓条約後に文化財が日本政府から韓国政府に寄贈された記録は無い。この寄贈のために実に3年の協議を経て、1991年4月に“英親王妃に由来する服飾などの譲渡に関する協定”という日韓交流協定を結んでいる。これらの遺物は、宮中遺物展示館設立のために宮中遺物を探していた韓国側の再三の依頼に首脳会談を通して日本政府が答えたものだ。これらの遺物は、一括して戦後日本に住まわれた皇太子妃方子によって、1956年に国立博物館に寄贈され、その後、韓国に寄贈されるまで非公開で保管されていた。東京国立博物館に所蔵されている間、一度も公開されることがなかったことを明記しておきたい。

## 個人コレクターによる寄贈の例

国による寄贈が進まない一方、日本と韓国の民間レベルのあらゆる交流が盛んになり、特にワールドカップの共催を経て、韓国政府は日本のポピュラー文化の輸入制限を緩和した。両国間でおびたしい数の交流展が開催され、距離が縮まるにつれ、日本の民間コレクターによる恣意的な文化財の寄贈が増えている。筆者が、ソウル中央博物館に調査に行った際入手した、同館に対する民間のコレクターによる寄贈の2004年度のリストには、17名の日本のコレクターの名前が記載されていたが、そのうち実に10件が1987年以降に寄贈されている。寄贈された韓国の博物館は、これらの寄贈に対して心より感謝し、それをコレクターの名前を冠した特別ギャラリーの創設、カタログの出版、さらに、韓国政府から文化勲章を授与するなど、彼らの善意に最大の敬意と感謝を持って報いている。寄贈したコレクターも期待しなかった韓国側の誠意ある対応に、韓国の心の広さを感じたと言っている。

### a) 個人コレクターの寄贈の例

個人コレクターが韓国の政府あるいは、博物館や美術館に自らのコレクションを寄贈するにはさまざまな理由が考えられるが、韓国との親善を目的とする場合と、もともとあった場所に返すためが理由として挙げられる。85年以降の寄贈の場合、いずれも、寄贈する個人コレクターと韓国の交流がその契機となっている。1987年に自らのコレクションの半分に当たる古代瓦1082点をソウル中央博物館に寄贈した故井内功氏の場合は、韓国美術史学会から古代瓦を通しての韓国古代文化の研究業績をたたえて、感謝碑を授与されたことが寄贈の契機となった。ご子息の井内潔氏によると、韓国に瓦のコレクションがないので、韓国の研究者の研究のために、さらに、本人も歳をとり、もともと朝鮮にあったものなので瓦も生まれ故郷に帰りたいだろうと郷愁を感じたことが背景にあったようだ。瓦1082枚を韓国に送り出すときは、まるで、「娘を嫁がせる父親のような気持になり、韓国でかわいがってもらえ。」とつぶやいたという。<sup>13</sup> 寄贈を受けたソウル中央博物館は、当時総督府の建物にあり、その中に、日本人の寄贈したコレクションのために、部屋を特設している。そこに、井内氏は韓国の心の広さを改めて感じ、韓国への尊敬の念を持ったと述べている。

一方、1995年に、青銅器時代から、三国時代、統一新羅、高麗、朝鮮時代と幅広い時代の勾玉や金剛仏などの国宝級の文化財を含む多様な考古遺物308点<sup>14</sup>を寄贈したコレクターは、父親から相続したコレクションを、その重要性から考えて、保存や、扱いの問題から日本に置いておくよりも、もともとあった場所に返した方がいいとの判断から寄贈している。日本の文化庁は輸出許可を出す前に、日本への寄贈を打診したようだが、あえて韓国に寄贈したのである。

他にも、世中石造博物館に65体の石造を寄贈したコレクターもいる。同博物館では、寄

贈された石造 65 体を展示するために一番いい場所に特別のプラットフォームを築き他の石造と区別し、一種特別扱いしている。そしてそこには、善意の日本人のコレクターから寄贈されたことと感謝の念が明記されていた。筆者が見る限り、寄贈した日本人コレクターは、皆、敬意を表されて、大切に扱われているようだ。近年、以上のような個人コレクターによる韓国への恣意的な文化財の寄贈が増えているとはいえ、まだまだニュース性があるほど、その件数は少ない。

## 第 2 章 文化財の返還に関する法的課題

在日朝鮮文化財を含む、文化財の返還問題を複雑にしている一因は、文化財の返還に関する国際法の不整備と事実関係の不明瞭にある。法治国家である以上、法に従って処理するのが理想であるが、この問題に関しては、依然として語彙の解釈に合意が得られていない。

略奪文化財の返還は地球上のあらゆるところで見られる国際的な問題である。特に、近年ヨーロッパやアメリカでは、ナチスにより略奪された美術品に対して、元の所有者の遺族により返還を求める係争が続発している。これらの返還要求の根拠になっているのが、1970 年のユネスコの条約とそれに伴う、各国の国内法の整備である。

### 1. ユネスコの条約と日本の見解

ユネスコは、1970 年に「文化財の不法な輸入、輸出および所有権移転を禁止しおよび防止する手段に関する条約」(文化財不法輸出入等禁止条約)を採択し、1972 年 4 月 24 日に条約を発行している。現在、この条約には、96 カ国が締結しているが、主要国の中にも条約に締結していない国がある。実は、日本もこの国際法に締結するには、30 年以上の年月を要しており、2003 年 12 月 9 日にやっと加盟し、同条約に関連する国内法が施行されたばかりである。文化庁の説明によると、日本が条約に加盟した背景には、最近のアフガニスタンおよびイラクでの戦争によりイラク戦争時にバグダッド博物館が略奪されるなどメソポタミア文明の遺産の多くが破壊または不法に国外に流出していることに対し、国際社会が一致団結してそれを阻止しよう<sup>14</sup>という対テロ対策の一環であるようだ。国際社会でこれらの地域からの、盗難考古遺物や美術品の問題が、取り上げられているからである。日本としてもこれらの文化財の国外流出、散逸を防止するうえで国際協力する必要がある、その努力の一環として批准している。同法が制定されて以降、日本はアフガニスタンのパーミヤンなどから不法に輸入された文化財の流入を阻止することを法で定め、さらに、平山郁夫氏を中心として日本で発見されたそのような略奪文化財を集め、将来出土地へ返還する「文化赤十字」運動を推進している。

しかし、日本が、ユネスコの同条約に加盟しなかった 30 年以上もの間、日本は盗難美術品の安住の地としても悪名を馳せるようになっていた。日本政府が条約ができてすぐ加盟

しなかった理由について外務省あるいは、文化庁は明らかにしていないが、在日朝鮮文化財の問題ともなんらかの関係があったのではないかと推測される。

著者が今回インタビューした日本の美術館関係者は、皆、一様に1965年の日韓条約締結以降に日本に持ち込まれた朝鮮文化財については、法に抵触しないように購入にあたって、それらが不法に持ち込まれた盗難美術品でないかどうかを国際機関にも問い合わせ確認していると言った。しかし、日韓条約締結以前に収蔵品になったものについては、入手から時間がたっていることと、その由来も不明瞭のものが多く、いまさら盗難美術品であるか、調査のしようがないというのがおおむねの答えであった。そして、それらについては、既に日韓条約で解決済みであると言った。少なくとも同条約に加盟した今、日本は、ユネスコの条約に従い、盗難美術品であるという証拠があれば、そのような美術品を法的な所有者に返還する義務がある。

## 2. 文化財返還に関する国際法上の問題

国際法の専門家は在日朝鮮文化財返還に関して国際法の観点から以下の問題を指摘する。<sup>16</sup> 第一に、どの時代のどの国の法律を適用するかにより、文化財の所有権の委譲は違法行為にも合法行為にもなること。朝鮮半島が日本に併合されていた1910年から1945年までの間、朝鮮半島は日本の一部であったのであるから日本に持ち込まれた文化財の移動は、単に国内の地域間での移動とも考えられる。しかし、韓国が主張するように日本の朝鮮占領そのものを違法行為とし、占領下の全ての行為を違法とするならば、その間の文化財の移動も違法行為となる。第二に、略奪の定義である。文化財の盗掘および流出には、多くの場合、現地の農民などが金銭目的で関与していることが多い。朝鮮文化財の場合も、現地の朝鮮の農民が金目当てに文化財に関する情報を流したり、盗掘の作業に従事したりしたことが明らかになっている。盗掘された文化財と知らずに購入した日本人が違法行為を働いたことにはならないのではないか。第三に、文化財の所有歴が不明であること。占領下の文化財の流出に関して、対象となる文化財がもともとどこに所蔵されていたものなのか、元の所有者が誰であったのかについての証拠となる情報が乏しいことが、文化財の返還をより困難にしている。消滅してしまった寺や王族など当時の所有者がいまや存在しない場合、また確定できない場合、それを現韓国政府に返還することが正しいのか、という疑問がある。例えば、韓国が返還を要求した文化財には、朝鮮半島北部から発掘されたものがあるが、これらの地は現在、北朝鮮の領土となっているので、未だに一件も返還されていない。また、もともと私人である個人が所有していたものに対して、現政権の政府が所有権を主張することが合法的であるのか。トロイの遺跡の場合など、現在のトルコ政府がその正当な後継者とは言えないなどの問題がある。第四に、文化財の定義の問題が上げられる。現在は文化財とされているものも、当時は、価値が確定していない、単なる民具であったものもある。日本民藝館に所蔵されている朝鮮の文化財の多くは、当時の朝鮮の人々が何の価値も見出していなかった生活の道具だったものや、道端で売られていたもの、また農民から譲ってもらったものなどである。これら

のもともとの文化財として流出していないものにユネスコの条約を適用することは難しい。

返還の対象となる文化財には、戦争中に略奪された文化財（ナチスの略奪文化財、アメリカ政府が接收した日本刀など） UNESCO に定義される違法に輸出された文化財（法律で輸出が禁止されているコロンビアやアフガニスタンの文化財の流出など） 占領下に占領した国により輸出された文化財（占領時に日本が韓国から持ち出した文化財など）がある。いずれの場合も、法的に違法行為として、返還するにはいつ、どのようにして違法に持ち出されたのか、そしてもともとの文化財の所有者を歴史的事実に照らして証明しなければならないが、特に在日朝鮮文化財のように占領下に起こった場合にこれを証明するのは、大変困難である。普通占領した国は、文化財の由来についての文献を公開しながらないこと（現在もこの関係の外交文書は日本においては非公開となっている）と、文化財は現在の所有者の手にわたるまでに幾人もの人の手を経ており、その記録があいまいであったり、存在しないことが多い。朝鮮王家の墳墓にあった高麗青磁のように盗掘された、あるいは、発掘者が明らかでない場合でも、現在の所有者は、盗難品とは知らずに正当な取引の中で入手したり、譲り受けたりした善意の購買者である場合もある。一方、「文化財を略奪された側の韓国は、占領そのものを違法とし、その中で発生した文化財の所有権の移行もまた違法であると主張するが、韓国は、もし、占領がなければそのような文化財の流出は無かったということを証明し、韓国政府がそれらの文化財の正当な所有権を保持することを証明しなければならない。」と教授は指摘する。これらの点において、在日朝鮮文化財の問題は、現在オーストリアなどで返還対象となっている特定のユダヤ人の家族からナチスにより略奪されたことが明白な美術品<sup>17</sup>より更に複雑な状況にあると言える。

### 第3章 文化財の公開を妨げる国内要因

以上述べたように在日朝鮮文化財の問題に関しては、まず、両国が協力して歴史上何が起こり、何が、違法で何が違法行為でないのか、文化財所有歴を含む、歴史上の事実をできる限り明らかにすることが必然なことは疑いの余地はない。しかし、それは容易なことではない。これまでに、正式なルートでの返還、あるいは寄贈がほとんど無いことを考えると、現段階で新たな証拠を提出することなく、韓国が略奪された在日朝鮮文化財を返還するように要求することが、ただちに何らかの解決になるとは考えにくい。そこで、史実を明らかにする地道な努力を続ける一方で、未知の部分が多いこれらの文化財について現時点での両国にとって最善の方法を考えたい。

地球上のいかなる文化財も、人類共通の財産である。我々には、我々の先人が作り出した文化財を守り、それを次世代に継承していく責任がある。それが破壊されたり、きちんと研究、評価されることなく、死蔵されてしまうことが、最大の問題である。芸術を人間に不可欠なものとして社会に生かすというアートマネージメントの観点からは、文化財がきちんと

保存され、さらに鑑賞や、研究のために公開されていることが重要だ。しかし、この点から見ると、在日朝鮮文化財の多くは、この要件を満たしているとはいえない。なぜなら多くの作品が個人コレクターの手にあり、公開はおろか、その存在すらも公表されていないからである。前述の韓国文化交流財団の調査によると、公立美術館や博物館などで公開されている朝鮮文化財に関しては所蔵数が最も多いのは、合衆国であるが、それは、合衆国が多くの朝鮮文化財を所蔵する上、美術館などで公開されることが多いからだ。その背景には、美術品の公開により受けられる免税措置などの法の整備がある。

日本においては、朝鮮のものに限らず、文化財の約9割が個人コレクターの手にあるという事実は、専門家の間では周知のことである。多くの文化財が鑑賞のためにも、研究のためにも公開されていないのは、韓国国民ならず、日本人にとっても悲劇である。閉鎖的な状況の背景には、わが国特有の文化財の公開を促進する上での障害がある。これらの障害は、朝鮮文化財に限定したものでなく、日本にあるすべての文化財に共通した問題といえる。日本は、特に仏教美術を始めとする東洋美術においては、世界でも有数の文化財保有国であるが、それら文化財のほとんどが公開されていないのが、最大の問題である。日本でも、優れた美術品が美術館で公開されることを促進するように、平成10年(1998年)にそのための法律が整備された(「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」を公布)が、それが十分に機能しているとはいえない。文化庁はホームページ上で、登録美術品として登録され、美術館で公開されている美術品の詳細リストを掲載しているが、同法の公布から6年で全4回、総数でわずか12件の美術品しかこの制度によって公開されていない。法の存在が知られていないこともその一因であろうが、残念ながらこの制度は、効力を持つに至っていないといえよう。以下に欧米との比較において、日本の美術コレクションに関する制度上および風習の問題点を検証する。

第一に、美術品の保有に対する課税の問題である。日本においては、美術品、文化財は、土地、家屋、事業用有形資産と見なされ、固定資産税が課される。重要文化財、重要有形民族文化財、史跡名勝天然記念物として指定された重要美術品についてのみ、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税が免除される。しかし、認定を申請しても、希望通りに認定されるとは限らないし、重要文化財として指定を受けると、展示、公開、移動に関して文化庁の許可を受けなければならなくなる。指定が受けられなければ、その場合は単なる固定資産として課税される。このことから、コレクターの多くは、所蔵品の存在そのものを国に知られたくないという気持ちを持っており、そのことが、日本におけるコレクション公開の大きな障害となっている。ちなみに、フランスやオランダでは、美術品、コレクション品、骨董品は、一律財産税の対象外とされており、ドイツでは、美術品、コレクション品は、2万ドイツマルクまで課税対象外とされ、美術館で5年間以上公開展示する契約を結べば財産税から免除される。<sup>18</sup> スイスでも多くの州が美術品コレクションを免税にしており、また、それ以外の州でも財団法人化することで免除される法律がある。

第二に、美術品の公開による税制上の優遇措置がない。日本の場合、前述の登録美術品の公開促進法により、登録美術品を公開すると、物納のときに、優先順位が一位となり、物納がし易くなること以外、公開することによる所得税の免税などの優遇はない。また、この特例が適用されるのは、美術品が国、もしくは、地方公共団体および特定公益増進法人に対して遺贈する場合に限っている。特定公益増進法人の認定は困難であり、そうでない私立の美術館に遺贈する場合には、特定措置は受けられないことになる。一方、登録美術品として美術館に貸し出している美術品を相続した人が遺贈しなければ、文化庁による評価額に応じた相続税が加算されてしまう。これでは、美術品を公開することから、所有者が受ける金銭的なメリットはほとんど無いに等しい。

欧米では、美術品を国内に維持し、良好な状態に保ち、一般公開することにより、美術品に対する相続税が免除されることが多い。例えばイギリスでは、重要な美術品については、その所有者が美術品を国内に維持し、良好な状態に保ち、一般公開することを条件に相続税等が免除される。美術館に寄贈しなくても、所有権が移転した場合でも、公開さえしていれば相続税等の免除のメリットは引き継がれる。公開を止めたり、市場で売却してしまうと、その時点で相続税が課されるが、美術館へ寄贈したり、売却した場合は、免除される。イタリアでは、登録文化財については、相続税と贈与税が免除され、さらに作品の保護、保存に要した費用を課税所得から控除することができる。<sup>19</sup> このような欧米に見られる政策が、美術品の美術館への長期寄託や公開を促進する機能を果たしていることは、欧米の寄贈の例を見れば言うまでもない。

第三に、美術品の美術館への寄贈に関する所得税の控除の問題がある。日本において、国、地方公共団体、特定公益増進法人に対して、含み益のある美術品を寄贈した場合には、同時に発生するキャピタルゲインは非課税とされるものの、一方で、寄贈したことで課税所得から控除できる額は、美術品の取得価格のみとされている。しかし、特定公益増進法人としての認定が厳しいので、限られた美術館への寄贈の場合にしかこの優遇が受けられない。優れた美術品の価値は、年月とともに上昇するものであり、これでは、コレクターにとって、市場で美術品を売却するのに比べ、金銭的なメリットが余りに少ない。ちなみに、アメリカでは、美術品を寄付した場合は、発生するキャピタルゲインが非課税になるとともに、美術品の市場価格分が所得税よりの控除となり、それが高額で控除可能額を上回る場合には、最高5年間の繰越が認められている。また、ドイツでも5万ドイツマルク以上の贈与については、法人は7年間の繰越、個人は、2年間の繰り戻しと5年間の繰越が可能である。フランスでは、贈与先に関わらず、価値の50%までを課税所得の6%を限度として控除できる。

第四に、美術品を相続税として物納する場合の優先順位の低さがある。日本では、前述の美術品公開促進法の登録美術品を物納する場合に限り、物納順位を第一順位に上げることが規定されているが、登録美術品となっていない場合は、美術品の優先順位は、動産として最

下位となっている。しかし、イギリスやフランスでは、相続税のみならず、固定資産税、資産移転税、キャピタル・ゲイン税も美術品の物納の対象となっているので、重要な美術品が物納されて公開される確立が高い。

第五に、美術品の取引売買における付加価値税、消費税の軽減がない。美術品を単なる消費財でない文化財として扱う EU 諸国では、美術品取引に対する課税にマージンシステム<sup>20</sup>を適用するなど、軽減措置をとっているが、日本においては、通常の「消費税法上の資産」であり、譲渡された場合においても、重要文化財の指定を受けたもの、またはそれに準ずる文化財が国や自治体に寄贈された場合以外は贈与税が加算されてしまう。例えば企業や個人が、登録美術品でない美術品を美術館に寄贈した場合など、贈与税が課せられる。同様に、個人が美術品を売却したり、譲渡した場合には、重要文化財として指定されたものを国に譲渡した場合は、所得税を課税されないが、重要文化財に準ずるものの譲渡の場合は、その譲渡所得の二分の一に対しての所得税が課せられる。また、配偶者やその他の親族間の美術品の譲渡においても、一品または、一組の価格が 30 万円以下のものを除き、課税対象となる。このことは、相続の場合や売却においても日本における美術品や骨董品の取引や譲渡が税務署に知られないように秘密裏になされる一因となっている。

第六に、美術品を公開する美術館の問題がある。日本の公立美術館は、近年の地方財政の圧縮により年々予算がカットされており、その結果、人手も予算も充分でなく、所蔵品を調査研究したり、思うような企画展を実施しにくい状況になっている。更に、企画展の実施にしても採算性重視の傾向が強くなり、来館者が集まりにくい大衆受けしない展覧会は実施しにくいのが現状である。また、重要文化財の指定を受けている文化財に関しては、美術品の移動展示に際して文化庁の許可を得なければならず、手間のかかる手続きを要するという理由で公開の頻度が低くなっている。例えば、国の重要文化財として指定されている「夢遊桃源図」を所蔵する天理大学図書館では、同作品を年に一回の同大学図書館での特別展の際に館内展示しているのみで、原則として館外貸出しを行っていない。その理由として、同作品が重要文化財に指定されていることを上げ、文化庁の許可なく修理することもできないので万が一のことを考え、作品を守るために原則として実物の閲覧を許可しないのだという。そのために、精巧な複製を作成し、それを閲覧してもらうようにしているとのことである。韓国の国立博物館からも依頼があり、複製品を寄付している。しかし、韓国の研究者から見れば、同国にとってもっとも重要とされる美術品が、日本にあり、しかも、閲覧もできない状況に変わりはない。しかし、実際には、重要文化財指定の文化財を国外に貸し出す時は文化庁の許可を要するが、同じ場所での展示や公開は、所蔵者にゆだねられているのであるが、そのような情報が充分にいきわたっているとはいえない。

第七に、コレクションに対する日本独自の風習が原因の一つである。日本古来の「目垢、手垢」を嫌う風習が、美術品公開の妨げになっている。日本のコレクター特に古美術のコレ

クターは、美術品が多くの人目に触れ、また触られると価値が下がると感じる風習がある。貴重なもの、めったに見られないものゆえにより価値が高いとされている。室町時代から続く日本の寺社仏閣の「秘仏公開」の伝統は、今でも色濃く残っており、そのための特別拝観のツアーは大盛況である。希少価値が、作品の値段を上げるのは、世界共通の美術マーケットのルールであり、欧米に、人に見せることにより価値が下がると考えるコレクターがいないわけではないが、日本には特に多いようである。今でも重要文化財級の陶器が、特別の客人のためのお茶会で年に一回だけ、蔵から出され使用されている。作品の保持のためもあるが、作品の所蔵者自らも貴重なものだから作品を見ることを制限するという日本独自の考え方が公開を妨げていることはいなめない。更に、最近少しずつ変わりつつあるものの<sup>21</sup>、日本では、欧米のように美術品を寄贈あるいは、寄託するコレクターに対して、社会も美術館も正当な評価をしてこなかった。欧米では、美術館への寄贈あるいは寄託は、社会的なステータスであり、美術館は、寄贈者や寄託者の名前を明記することで、その行為を公表し、さらに大口の寄贈者には、名前を冠したギャラリーを創設してその榮譽を永遠のものとする。このような行為を社会が称える伝統が寄付の文化を支えているのである。

第八に、日本のコレクターが、所蔵品を公開したがるに理由に、警備上の問題がある。コレクションの存在が知られると、盗難に会う可能性が高くなるというのである。警備の整った専門のギャラリーを持つ欧米のコレクターと異なり、自宅にコレクションを所蔵する日本の古美術コレクターの自宅には、美術館並みの警備設備がない。よって、コレクションの存在を秘密にすることによって、盗難の可能性を低くしているのである。実際、コレクションの一部を公開すると、他にももっとあると思われる盗難に入られる可能性が高くなるというのである。

以上のような日本における美術品に対する様々な課税や風習の問題が、個人コレクターが所蔵する美術品の調査研究、公開を妨げ、その内容を不明瞭にしている。譲渡や取引の情報を表に出さない傾向をもたらす最大の原因となっている。そして、美術品を公開することに関しての国の補助の欠如が美術品の秘蔵や死蔵をもたらしている。

#### 第4章 在日朝鮮文化財に関する提案

いわゆる略奪文化財についての対処の仕方は国によって異なる。ナチスが略奪したユダヤ人家族のコレクションに関しては、オーストリア政府は、1998年に「Art Restitution Act (美術品返還法)」を制定し、国立美術館のコレクションを調査し、それによって格当する作品を元の持ち主へ返還している<sup>22</sup>。実際に、同法により最近までに多くの作品が返還されているが、その中にはベルベデーレ国立美術館所蔵の5点のクリムトの絵画が含まれている。<sup>23</sup> 返還されるのは、略奪者がナチスで、略奪された家族の名前も作品が美術館所蔵となった経緯も明らかな場合である。この調査のプロセスによって、これまで無名であったユダヤ人コ

レクターと作家の関係、その社交界、つまり、これまで抹殺されていた歴史の一部が明らかになったことが成果である。在日朝鮮文化財の場合は、オーストリアのように略奪者と元の所有者の関係が明瞭でないので、同じように処理することは難しい。しかし、今のように誰がどんな作品を持っているのか、またどんな作品が存在するのかが不明瞭な状態で、何よりも重要な美術品が閉ざされている状況は一番不幸といえよう。非公開の文化財が公開され、研究が進めば、歴史が書き換えられるような発見があるかもしれない。その意味からも在日朝鮮文化財の所有権の問題は別個に考えるにしても、今後の日韓関係のために、以下の試みを提案する。

第一に、日本の国民にとっても、個人コレクションの公開は大きなメリットがある。前述したように、欧米に比べて未発達のコレクション公開を促進する法律を整備することが重要であり、公開を促進するためには、コレクターにとって免税などの実利の見返りを与えるべきである。欧米のように、美術品を公開することを条件に相続税や所得税を免除や減免するような効力のある制度とするよう税制を改正するよう政府に働きかける。

第二に、両国の国と民間の資金で委員会あるいは財団を設立し、両国の専門家の参加のもとに個人コレクターの元にある在日朝鮮文化財の合同調査を実施し、その実態と美術的、歴史的価値について調査、カタログ化する。韓国の朝鮮文化財研究家の李浩官氏は、1980年から、奈良国立博物館館長と合同で、私有コレクションについて調査を実施した。が、当事者の館長の死により調査半ばで挫折してしまっている。この調査は、日本と韓国の研究者の交流によって可能になったものであり、多くの重要な美術品が始めて明らかにされ、カタログに収められている。韓国語で第一巻が発刊されているが、残りの調査を実施するべきであるし、他にも日韓の研究者による合同の調査の必要がある。何度も言うが、何よりも、大切なことは、これらの文化財を保持し次世代に伝えるとともに、調査、公開し、その研究成果をできる限り多くの人に明らかにすることである。同時に、日本の美術館において、朝鮮文化財がどのように大事に保存され、研究されてきたかを韓国の人々に知らせることも肝要である。前述したように、韓国において、考古学の研究はまだ歴史が浅く、韓国の考古学の研究は日本の研究が基礎となっているという。日本の研究によって、韓国での関心が喚起された側面もあるのである。日本における認識の欠如と韓国における感情論いずれも、正確な史実の認識の欠如に起因する。平等な立場での事実関係の調査と認識がもっとも求められている。

第三に、韓国で、作品を寄贈した日本人コレクターが好意的に受け入れられ、どんなに感謝されているかを日本の国民に知らせること。日本において、在日朝鮮文化財の問題はおろか、その存在についての関心は残念ながらとても低い。しかし、一般の人々にこの話をすると、おおむね「そうなら返還したらいいじゃない」というような人事のような反応が返ってくる。日本の人々にこの問題の所在を新聞記事等によって知らせることにより、国民の関心

を高めることと同時に、韓国側が、それを賠償としてではなく、善意の行為として表彰するほど感謝するという事実を知らせなければならない。それを知れば、個人コレクターによる善意の寄贈も増えるのではないか。実際、韓国への文化財の寄贈は、日韓関係が急速に近づいた1985年以降増えている。お互いの交流が盛んになって理解が深まるにつれ、「それなら元あった場所に戻そうか」という気にあるようである。実際に韓国に重要な文化財を寄贈したコレクターは、韓国の反応に心の広さを見て、心から寄贈して良かったと言っている。

第四に、日本にある重要文化財を含む韓国文化財を新たな文化交流の柱として韓国に長期的に貸し出すこと。文化財の返還が不可能でも、作品を長期的にあるいは短期的にでも貸し出せばそれは韓国の人々に歓迎されるであろう。日本の美術館や博物館もすべての文化財を同時に展示できるわけではないので、所蔵元の美術館にとっても問題はないはずである。つまり、所蔵品を期間限定で里帰りさせるのである。似たような例に、戦争後アメリカ占領軍に接收され、1970年に所有権はアメリカのまま、永久に日本に貸し出された戦争画153点がある。これらの戦争画は国立近代美術館に保管され、その一部は、2002年の開館リニューアールの記念展覧会で初めて公開された。さらに、日本人と韓国人研究者、学芸員の交流を促進、その成果として交流展を開催する。東京国立博物館は、韓国の研究員との交流を実施しており、毎年一名を、2週間にわたって招聘しているし、大坂東洋陶磁美術館では、今年、初期高麗の青磁の特別展を開催する際に、韓国に調査に行き、また、韓国のキュレーターを日本に招待し、特別レクチャーをお願いしている。これらの交流は、文化庁の芸術拠点支援の助成金により可能になったものである。文化庁の国際交流予算において、韓国の研究者との交流のための枠を設定することが望ましい。

## 結論

前述したように、在日韓国文化財に対する日本人と韓国人の意識には大きなギャップがある。個人コレクターはおろか、日本にこれだけの数の韓国文化財が存在することを多くの日本人は認知していない、さらにその中に数多くの不法な略奪や占領下の不当な商取引において取得されたものが含まれていることを一般の日本人は知るよしもない。

一方、日本政府の見解は、第二次世界大戦後の日韓協定において主張しているように、日本の占領は、国際法に乗っ取ったものであり、違法行為ではないとするものであり、日本に持ち込まれた文化財は、いずれも正当な経緯で日本に所蔵されるに至ったものであるとの一貫した見解である。さらに、韓国に対する文化財返還の問題は、強制労働、慰安婦、領土問題などの問題同様に、日韓協定の締結をもって、外交的に解決しており、いまさら協議する必要もないという姿勢である。日本の所有者は、所有する文化財を手放したくないので、この問題に触れたがらないのはわかるが、日本政府およびマスコミも、一般的に、文化に関する関心が低く、在日文化財にまつわる問題を軽視してきたことは否めない。例えば、日本と北朝鮮の首脳の間で開催された会談において、北朝鮮の側は、文化財の返還を会談の項目に

入れてきたが、日本のマスコミは、日本人の拉致問題にばかり焦点を当て、文化財の問題をほとんど取り上げていなかった。日本政府および、マスコミが、文化財の問題を取り上げてこなかったことが、日本の国民のこの問題に対する意識の低さにつながっているのではないか。

在日朝鮮文化財の問題は、日本と北朝鮮の国交正常化交渉の議題に含まれている。前述したように日本は、朝鮮半島北部に由来する文化財は、北朝鮮との国交がないので一点も返還していない。しかし、北朝鮮政府は、日韓協定の時でさえ、日本の韓国政府への返還内容に対して異議を唱えている位なので、この問題が議論されないことはないだろう。それとも、日韓協定の時と同じように、経済賠償を優先し、文化財については妥協するかもしれない。いずれにせよ、今後の日本と朝鮮半島の2つの国との関係において、歴史問題は重要な案件であり、文化財返還の問題も日本は、誠実に対応していくことが肝要である。少なくとも、在日朝鮮文化財の調査と公開は、両国の国民にとっての利益につながるるのでその促進のために、努力しなければならない。

最後に日本にある有数の優れた朝鮮美術コレクションのいくつかは、近年韓国のコレクターによって寄贈されたものであることを特記したい。大阪私立東洋陶磁美術館には、イ・ピョンチャン博士により1992年朝鮮陶磁301件と、中国陶磁50件が寄贈され、1999年、同館は、それらを常設展示するための氏の名前を関した特別展示室を設置した<sup>24</sup>。また、故鄭詔文氏は、1988年に京都に高麗美術館を設立して高麗、朝鮮時代の美術工芸品1700点を公開展示している。2人の韓国人が、日本を自らの朝鮮美術コレクションの安住の地として選んだのには、在日二世、三世に対して、自らの祖国と民族に対する愛と誇りと自負を持ってもらうために第一にあった。在日二世、三世への鼓舞と激励のあかしとして日本において公開することを決断したのである。外交官として長年活躍したイ・ピョンチャン博士は、「朝鮮文化財は最高の民間外交官」と記している。実施、海外の主な美術館には、韓国美術ギャラリーがあり、世界の人々は、韓国の卓越した文化に触れることで、韓国そのものへの理解を深めることができる。それは、海外で公開されている日本美術にも同じことがいえる。また、同博士は、日本においても大阪東洋陶磁美術館に寄贈した理由について、同館の優れた展示設備を挙げている。実際、日本の博物館や美術館で公開されている韓国のVIPや一般の観光客は、卓越した朝鮮文化財の多くが日本にあることに複雑な思いはあるものの、美術品の保存、展示の技術の高さに、納得することも多いようだ。韓国のソウル中央博物館の担当者は、新設する美術館の設計の参考として大阪市立東洋陶磁美術館を訪れ、その美しい展示に感動し、同じような展示ケースデザインを採用するそうである<sup>25</sup>。

奈良国立博物館は、この夏日本の国立博物館として始めて、韓国の慶州国立博物館と新羅古墳の遺物を展示する協同展を開催した。日韓関係は今、正常化以来もっとも良好な状況にある。残念ながら、日本においても、韓国においても、韓国美術に対する関心は比較的低い。

両国の関係が良好な今こそ、過去の史実を明らかにし、その上で両国が協力してそのすばらしい文化遺産に両国の、そして世界の多くの人々が触れる機会を作り出すべきではないだろうか。優れた文化財には、人を引き寄せる力があり、特に最もそれに魅力を感じ、所有する資金のあるところに流れていく。日本が長年の不況に苦しみ、韓国経済界が活況を呈する今、韓国のディーラーが日本に朝鮮文化財を買いに来るといふ。韓国の財閥を始めとするコレクターが求めているからである。かなりの数の朝鮮文化財や中国文化財が今、取引を通して韓国や中国に流れている。とあるコレクターは言った。また、ある美術館の学芸員は、「文化財は永遠だが、美術館は永遠ではない。我々は、現在、文化財を預かっているだけ」と語った。文化財の寿命は我々一人一人の寿命をはるかに超える。

国も社会もそして我々一人一人も、文化財を今預かっていることを認識し、それを社会に最大限に生かす責任があること、そのために、研究、公開を促進する責任があるのである。

そして、在日朝鮮文化財については、それは紛れもなく、日本と韓国という距離的にそして歴史的つながりの上でもっとも近い国の間の真の交流、連帯となるであろう。

付記) 本稿は、アジア財団の委託により調査、執筆されたものであり、また韓国語の文献の翻訳にあたっては玄奉仙、田俊培両氏の助けを受けた。ここに感謝の意を記す。

#### 参考文献

- 李龜烈著、南永昌訳「失われた朝鮮文化 日本侵略下の韓国文化財秘話」新泉社 1993年  
伊藤郁太郎著、采昌博士のこと「優艶の色、質朴のかたち—李采昌コレクション韓国陶磁の美—」大阪市立東洋陶磁美術館 1999年  
鈴木治著 安堅「夢遊桃源図」について ビブリア第65号、67号  
柳宗悦著「朝鮮民族美術館」の設立に就いて 民芸 2001年 11月号  
高崎宗司著「検証 日韓会談」岩波新書 1996年  
高崎宗司著「植民地時代の日本人」岩波新書 2002年  
高崎宗司著「日韓会談における文化財返還交渉について」朝鮮史研究会論文集 86年  
三宅長策著 そのころの思い出 高麗古墳発掘時代 「陶磁」6巻36号 p.70-77  
「東京国立博物館図版目録 朝鮮陶磁篇(土器・緑釉陶器)」中央公論美術出版 2004  
東京国立博物館所蔵朝鮮産土器・緑釉陶器の収集経緯  
有光教一著 「朝鮮古蹟研究会遺稿Ⅰ」 第一巻 ヌネスコアジア文化センター  
「引渡し文化財図録」 東京国立博物館 1967年  
「欧米諸国における美術品の取引・流通の状況および 美術品に関する税制についての調査研究」株式会社安田総合研究所 2000年  
「国立中央博物館 日本語版」国立中央博物館刊 2000年  
「大阪市立東洋陶磁美術館館蔵品選集 東洋陶磁の展開」大阪市立東洋陶磁美術館 1999年  
人間発見70年目の報告書 有光教一氏 日本経済新聞 2002年11月11日-15日  
International Expert Meeting on the Return of Cultural Property and the Fight against its Illicit Trafficking Korean National Commission for UNESCO, Cultural Properties Administration of the Republic of Korea, UNESCO 2002  
Donald Macintyre "A Legacy Lost", Time Asia, 1977  
Hugh Eakin "Unfinished Business", ARTnews Summer 2004

韓国語文献

黄寿永著「日帝期文化財被害資料」韓国美術史学会 1973年

「朝鮮期後記宮中服飾 英王服飾中心」東洋服飾研究院 1999年

李弘植著「在日韓国文化財防備録」史学研究第18号 1964年韓国史学会

「Special Exhibition held for the Honor of Sir. Hachiuma Tadasu donated artifacts」国立中央博物館 1995

Notes

- 1 ソウル大学経済学教授の李栄薫は、著書「Colonial Modernity of Korea」で、韓国の学者で始めて植民地政策がもたらした経済効果を数字で表した。
- 2 インタビュー 李龜裂氏 2004年3月31日 ソウルにて
- 3 日本在住の韓国人コレクター 故鄭詔文氏が自身の朝鮮工芸美術コレクションを元に創設した私設美術館。故鄭氏は、南北朝鮮が統一されたらコレクションとともに帰国するつもりだったが、それがかなわず日本の朝鮮美術学者との交流を通じて京都の自宅を改造して1988年高麗美術館を設立した。
- 4 李健成 ソウル中央博物館長
- 5 鈴木治著 ビブリオ No.65 p.47 - 48、p.70
- 6 インタビュー Prof. Paik Choong-hyun ソウル国立大学 法律大学院部長 2004年3月30日
- 7 有光教一 「朝鮮古跡研究会遺稿Ⅰ」
- 8 これらの館蔵品について、同博物館の研究官は、インタビューで年代や来歴も明らかでないものが多く、研究資料としての価値は低いと指摘した。また、近年、小倉コレクションの数点を韓国の依頼で貸し出したが、質が低かったのか、実際には、展覧会に展示されなかったとのこと。更に近年の韓国の発掘調査により、より優れた文化財が多く発見されているので、日本にあるコレクションの重要性は低くなっているのではないかと付け加えた。
- 8 高崎宗司「日韓会談における文化財返還交渉について」 p.46-49
- 9 高崎宗司 同 p.41
- 10 インタビュー 李浩官氏 ソウル 2004年3月30日
- 11 高崎宗司「検証 日韓会談」 岩波新書 p.158、p.163
- 12 「朝鮮朝後期宮中服飾図録 英王中心」
- 13 インタビュー 井内 潔氏 明石市 2004年 7月17日
- 14 体内仏を含む統一新羅時代の金剛仏などの国宝級の文化財で骨董商によると総額34億円の価値と推定される。
- 15 文化庁ホームページ 「文化財の不法な輸出入等の規制について」
- 16 インタビュー ソウル国立大学 法科大学院学部長、Mr. Paik Choong-hyun 2004年3月30日
- 17 Hugh Eakin, "Unfinished Business" ArtNews Summer 2004
- 18 欧米諸国における 美術品に関する税制についての調査研究 p.89
- 19 「美術品に関する税制についての調査研究」 2000年 p.94
- 20 EU 諸国において美術品、コレクション品、骨董品、中古品の販売において、付加価値税は、販売事業者のマージン（付加価値税を除く販売価格と取得価格の差額）に対して課され、総販売価格には課されない。
- 21 国立近代美術館の建物は、ブリジストン創業者の石橋正二郎氏が寄贈したのだが、その事実は日本でほとんど知られていない。最近の建物改修の折、それを明記した石版が入り口にかけられた。日本の国立美術館も独立行政法人化され、民間の寄付や援助を評価するようになりつつある。
- 22 同法が制定されるまで、オーストリア政府、美術館は、返還に消極的であり、現在もいくつかの係争が起こっている。また、国内法なので、他国が所有する美術品の返還には有効でないなどの限界がある。

- 23 p.160 Hugh Eakin
- 24 伊藤郁太郎 p.19
- 25 インタビュー 大阪市立東洋陶磁美術館 小林 仁氏 大阪市 2004 年